

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】令和6年8月29日(2024.8.29)

【公開番号】特開2024-93798(P2024-93798A)  
 【公開日】令和6年7月9日(2024.7.9)  
 【年通号数】公開公報(特許)2024-127  
 【出願番号】特願2022-210382(P2022-210382)  
 【国際特許分類】  
 A 6 3 F 7/02(2006.01)  
 【FI】  
 A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

10

【手続補正書】  
 【提出日】令和6年8月21日(2024.8.21)

【手続補正1】  
 【補正対象書類名】特許請求の範囲  
 【補正対象項目名】全文  
 【補正方法】変更  
 【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技盤が配置される内枠と、前記内枠に対してヒンジ手段を介して接続される前枠とを備える遊技機において、

前記前枠に設けられ、第1配線を介して前記内枠の基板に接続される中継基板と、

前記前枠に設けられ、第2配線を介して前記中継基板に接続され遊技者の操作を受け付けるハンドル装置と、

前記前枠に設けられ、第3配線を介して前記中継基板に接続され有価値数を表示する有価値数表示手段と、  
 を備え、

30

前記第3配線は前記第2配線より本数が多く、

前記中継基板は、前記前枠において遊技機本体の左右方向における前記ヒンジ手段側に配置され、

前記第3配線の長さが前記第2配線より短くなるように前記有価値数表示手段が前記ハンドル装置より前記中継基板に近い位置に配置される遊技機。

【請求項2】

前記中継基板は、

前記第1配線が接続される第1コネクタと、

前記第2配線が接続される第2コネクタと、

前記第3配線が接続される第3コネクタと、

を備え、

前記第3コネクタは、前記中継基板において前記第2コネクタより前記ヒンジ手段側に配置される

40

請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記中継基板は、

前記第1配線が接続される第1コネクタと、

前記第2配線が接続される第2コネクタと、

前記第3配線が接続される第3コネクタと、

50

を備え、

前記有価値数表示手段は、前記中継基板より上方に配置され、

前記第3コネクタは、前記中継基板において前記第1コネクタより上方に配置される  
請求項1に記載の遊技機。

【請求項4】

前記中継基板は、

前記第1配線が接続される第1コネクタと、

前記第2配線が接続される第2コネクタと、

前記第3配線が接続される第3コネクタと、

を備え、

10

前記第1コネクタは、

長手方向が左右方向に沿うように配置されるとともに、前記第2配線に接続されるハンド  
ル関連端子と、前記第3配線に接続される表示関連端子とを備え、

前記表示関連端子が前記ハンドル関連端子より前記ヒンジ手段側に配置される

請求項1に記載の遊技機。

20

30

40

50